

令和5年度香川地方労働審議会第1回家内労働部会議事録

令和6年2月6日(火)

高松サポート合同庁舎

南館 南108会議室

出席者 公益側 青木、柴田、和田  
労働者側 上田、西尾、三屋  
委託者側 白石、棚次、村井

- 議 題 (1) 部会長の選出について  
(2) 部会長代理の指名について  
(3) 「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程」等について  
(4) 香川県内の手袋・ソックスカバー製造業における家内労働  
の現状等について  
(5) その他

○賃金室長

それでは定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度香川地方労働審議会第1回家内労働部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日はすべての委員が出席されておりますので、地方労働審議会令第8条第3項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日は第1回目の会議ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局にて、賃金室長の私、北原が進行をさせていただきます。

それでは、初めに、栗尾局長からご挨拶を申し上げます。

○香川労働局長

栗尾でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

また、日頃から労働行政の推進に、ご理解、ご協力を賜っておりますことにつきましても、厚く御礼を申し上げます。

この家内労働部会は、「香川県手袋・ソックスカパー製造業最低工賃」の今後のあり方について審議していただくため、平成 31 年 3 月に第 1 回目の会議を開催して以降、検討を進めていただいているところです。

後ほど担当からご説明させていただきますが、香川県手袋・ソックスカパー製造業最低工賃につきましては、第 14 次最低工賃新設・改正計画に基づき、次年度に最低工賃の改正、廃止等の見直しを行うこととなっておりますが、見直しの審議のための基礎資料として実態調査を行うこととしております。

家内労働を巡る概況といたしましては、ピーク時と比べ委託者、家内労働者とも減少しているところですが、来年度しっかりと実態調査を行った上、改正の有無等についてご審議いただきたいと考えております。

本日は、香川県手袋・ソックスカパー製造業における家内労働の現状等について皆様に共通認識を得ていただくと共に、次年度に予定しております実態調査の内容等について、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日のご審議、よろしくお願いいたします。

#### ○賃金室長

続きまして、本日の資料のご確認をお願いします。これより着座にてご説明いたします。

- 会議次第、資料目次がございまして、
- 資料 No. 1 (1 ページ) 香川地方労働審議会 家内労働部会委員名簿
  - 資料 No. 2 (3 ページ) 地方労働審議会令
  - 資料 No. 3 (5 ページ) 地方労働審議会令における整理
  - 資料 No. 4 (7 ページ) 香川地方労働審議会運営規程
  - 資料 No. 5 (11 ページ) 香川地方労働審議会家内労働部会運営規程 (案)

資料 No. 6 (15 ページ) 香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃のお知らせ

資料 No. 7 (17 ページ) 手袋・ソックスカバーの製造工程

資料 No. 8 (23 ページ) 香川県最低工賃改正経過

資料 No. 9 (25 ページ) 第 13 次最低工賃新設・改正計画の実施について

資料 No. 10 (29 ページ) 第 14 次最低工賃新設・改正計画の実施について

資料 No. 11 (33 ページ) 手袋・ソックスカバー製造業最低工賃審議に係る  
日程 (案)

資料 No. 12 (35 ページ) 平成 29 年度 香川県手袋・ソックスカバー製造業  
家内労働実態調査結果

資料 No. 13 (43 ページ) 令和 3 年度香川県手袋・ソックスカバー製造業家  
内労働実態調査の概要について

資料 No. 14 (45 ページ) 令和 3 年度 香川県手袋・ソックスカバー製造業  
家内労働実態調査結果

資料 No. 15 (53 ページ) 香川県内の手袋製造業に係る家内労働実情ヒアリン  
グ結果

資料 No. 16 (57 ページ) 令和 3 年度家内労働部会の審議結果について (報  
告)

資料 No. 17 (59 ページ) 令和 6 年度香川県手袋・ソックスカバー製造業家  
内労働実態調査の概要について (案)

資料 No. 18 (61 ページ) 手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査票  
(委託者用) (案)

この他、資料番号は付けておりませんが、「家内労働のしおり」と、「香川県最低賃金の周知用のリーフレット」でございます。

以上が配付資料となっておりますけれども、不足等はありませんでしょうか。

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。令和 5 年 11 月 13 日に開催いたしました令和 5 年度第 1 回香川地方労働審議会におきまして、資料 No. 2、3 ページの地方労働審議会令第 6 条第

1 項、及び資料 No. 4、8 ページの香川地方労働審議会運営規程第 9 条第 2 項に基づき、本家内労働部会を設置していただき、さらに同審議会において、資料 No. 2、3 ページの地方労働審議会令第 6 条第 2 項に基づき、香川地方労働審議会会長から委員及び臨時委員を指名していただいた結果が資料 No. 1、1 ページの委員名簿でございます。

資料 No. 1 の名簿の順にお名前をご紹介させていただきます。

公益代表委員といたしまして、青木委員、柴田委員、和田委員でございます。

柴田委員は、香川地方労働審議会の臨時委員として任命させていただいております。

次に、家内労働者代表委員といたしまして、上田委員、西尾委員、三屋委員でございます。

上田委員でございますが、11月13日現在ということで現職のところに日本労働組合総連合会香川県連合会幹事ということで記載をさせていただいておりますけれども、12月に役職が幹事から副委員長に変わっておりますのでご紹介をさせていただきます。

三屋委員は、臨時委員として任命させていただいております。

次に、委託者代表委員といたしまして、白石委員、棚次委員、村井委員でございます。

村井委員は、臨時委員として任命させていただいております。

なお、任期につきましては、令和 7 年 9 月 30 日までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして事務局側ですが、局長の栗尾、労働基準部長の神田、賃金係長の山本、賃金主任の大泉、労災保険給付調査官の橘川、地方労働基準監察監督官の森脇、賃金調査員の田淵、そして私、賃金室長の北原でございます。

この体制で部会の円滑な運営に努めて参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題(1)の「部会長の選出について」でございます。

資料 No. 2、4 ページの地方労働審議会令第6条第4項におきまして、「部に部会長を置き、当該部に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部に属する委員及び臨時委員が選挙する。」と規定されております。

どなたか立候補あるいは推薦をお願いできませんでしょうか。

○白石委員

青木委員にお願いしてはいかがでしょうか。

○賃金室長

ありがとうございます。

それでは、青木委員に部会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○賃金室長

ありがとうございます。

それでは、青木委員に部会長をお願いしたいと思います。

ここで、青木委員にご挨拶をいただきますとともに、以後の進行をお願いいたします。

○青木部会長

ただ今、部会長にご推挙いただきました青木でございます。

効率的に議事運営を進めていきたいと考えておりますので、どうかご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて、議事を進行します。

議題(2)の「部会長代理の指名について」です。資料 No. 2、3 ページの地方労働審議会令第6条第6項において、「部会長に事故があるときは、当該部に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされています。

そこで、部会長代理は柴田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○青木部会長

それでは、柴田部会長代理、一言ご挨拶をお願いいたします。

○柴田部会長代理

部会長代理にご指名いただきました柴田でございます。

円滑な議事進行に努めまして、部会長を支えてまいりたいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○青木部会長

それでは、議題(3)の「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程等について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい。資料 No. 5、11 ページの「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程(案)」をご覧ください。

これは、部会の議事運営について定めたものでございます。第2条には会議の招集について、第3条には委員の欠席が規定されており、次のページの第5条には、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と規定されております。

また、第6条の第2項には、「議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ

がある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」と、そして、第3項に「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。」と規定されております。

当部会のこれまでの取り扱いは、これらの規定を踏まえ、会議を公開とし、議事録及び会議資料についても公開となっております。

次に、第7条には、「部会長は、家内労働部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、審議会会長に報告しなければならない。ただし、部会長が審議会の委員である場合は、この限りでない。」と規定されております。

家内労働部会の議決につきましては、資料 No. 4 の香川地方労働審議会運営規程第10条、8ページに「部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とする。」とされております。当部会の青木部会長は香川地方労働審議会の委員であり会長ですので、当部会の議決をもって香川地方労働審議会の議決となり、その都度、審議会会長への報告も必要はないということになります。

次に、規定の改正について、説明します。

香川地方労働審議会家内労働部会の運営規程第6条の議事録の作成についてです。これまで、議事録につきましては、部会長及び部会長の指名した委員2人に確認をさせていただいておりましたが、これを廃止し、議事録（案）を全委員にメール送信するとともに、発言された委員より修正箇所があれば修正箇所と修正内容をご連絡いただいて修正して議事録を作成するという方法に変えたいと考えております。

なお、議事録（案）は、非公開となる部分を色分けして明示し、発言された委員に非公開とする範囲について併せて確認していただき、修正箇所があれば併せて修正箇所と修正内容をご連絡いただきましたら修正して公開用議事録を作成し、香川労働局のホームページで公開することとしたいと考えております。

これに伴いまして、第6条で「会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。」と規定されているものを「会議の議事については、議事録を作成するものとする。」としております。

つきましては、議事録確認委員による議事録の確認を廃止することに伴う規定改正について、ご審議いただきたいと思っております。

○青木部会長

ありがとうございました。

これまでは、部会長及びあらかじめ指名されたお二人の委員が議事録を確認していたということですが、今後は全員にメールをお送りしてそこで見ていただくという改正でございます。

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明がありました運営規程（案）についてご了解いただけますでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

○青木部会長

ありがとうございました。

では、資料 No. 5 の「香川地方労働審議会家内労働部会運営規程（案）」の（案）を取っていただき、本日から施行することといたします。

事務局の方で何かありますでしょうか。

○賃金室長

本日、別途配付資料として配付しております資料が3つございます。

3つの別途配付資料につきまして非公開とすることについて、ご審議い



ただきたいと思います。

○青木部会長

ありがとうございました。

個人に関わる情報ですとか、具体的な企業がいくらかで工賃をお願いしているとかということが、かなり具体的に限定されてわかってしまうという資料になります。

そして統計については、まだ未公表の資料ですが、いずれは公表されるということですか。

○賃金室長

令和5年のデータはいずれは公表されるのですが、「繊維工業」とか「皮革製品製造業」については、公表がされるということはないというデータになります。

○青木部会長

国のデータは、ここまで細かいものは出していないということですか。

○賃金室長

はい。

○青木部会長

ということで、この3つの資料は非公開とするということにつきまして、ご意見、ご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、「別途配付資料」につきましては非公開とし、それ以外の資料は公開とすることにします。

○青木部会長

続きまして、議題（４）の「香川県内の手袋・ソックスカバー製造業における家内労働の現状等について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それではご説明させていただきます。

直近に家内労働部会が開催されましたのが、令和３年度、令和４年２月８日に開催されておりますが、そこから時間がかなり経過しており、また、委員のうち７名が交代されていることなどから、家内労働の現状等について説明させていただく前に、これまでの経過、今年度の家内労働部会の目的、今後の予定などを説明させていただきます。

現行の香川県内で唯一の最低工賃は、15ページの資料 No. 6 の「香川県手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」となります。これについては、資料 No. 6 の最初の行に記載のとおり、平成 21 年 3 月 25 日に改正されたものです。

23 ページの資料 No. 8 「香川県最低工賃改正経過」の平成 20 年度以下を見ていただきますと、「手袋・ソックスカバー製造業最低工賃」については、平成 21 年 3 月 25 日に改正を行った後は、平成 23 年度、26 年度、29 年度、令和 3 年度と諮問見送りとなっていることがお分かりいただけると思います。

資料 No. 8 の平成 16 年度の欄をご覧ください。当時もう一つの最低工賃でありました「衣服製造業最低工賃」につきましては、平成 16 年度に廃止されております。この時には、最低工賃の適用者が 76 人と 100 人を切ったというところで廃止されました。

今回、25 ページの資料 No. 9 に、「第 13 次最低工賃新設・改正計画の実施について」と 29 ページの資料 No. 10 に「第 14 次最低工賃新設・改正計画の実施について」を用意しておりますが、こ

これは最低工賃の見直し等に係る3か年計画です。前回令和4年2月8日の家内労働部会を開催いたしました令和3年度は、第13次計画の終了の年度でした。

もともと第13次計画は、令和2年度が終了の年度でしたが、令和元年12月に厚生労働本省より、「第13次最低工賃新設・改正計画における最低工賃の改正等審議のために、今後調査を予定している場合は、改めて指示するまで差し控えること。加えて、これにより改正等に係る検討を実施することができなくなった場合は、令和2年度以降に順延しての改正等を検討されたい。」との指示があり、各委員にはその旨ご連絡の上で、1年間繰り延べとしました。

このため、令和3年11月に実態調査を実施し、57ページの資料No.16をご覧くださいなのですが、令和4年2月8日に家内労働部会を開催して「改正諮問見送り」となり、この時「今年度行われた実態調査の結果、当該最低工賃が適用される業務を委託している委託者数は8業者、適用される家内労働者数は50人などの状態は明確となったが、当家内労働部会としては、今後の傾向を把握する必要があると考えており、3年後の状況を踏まえて改めて検討することとした。」との審議の結果となりました。

先ほどの説明の中で、家内労働部会での議決は地労審の議決とすること、報告は本来不要なんですけれども、敢えて報告すること、この家内労働部会を開催した冒頭にそういう話をした上で、家内労働部会部会長から地方労働審議会会長あてに報告している形となっているということでございます。

また、29ページ資料No.10「第14次最低工賃新設・改正計画」により、令和6年度に実態調査を行ったうえで、改正（廃止）、諮問、諮問見送り等の審議を行っていただくこととなりますが、のちほど日程についてご審議いただきますようお願いいたします。

事務局が把握しております、香川県内の手袋製造業に係る家内

労働実情ヒアリング結果を、のちほどご説明いたしますが、実態調査について、どのような目的で、何をどのように調査するのかをご審議いただき、令和6年度に向けて一定の方向性を決めていただきたく存じます。

以上が、これまでの経過、今年度の家内労働部会の目的、今後の予定などの説明となります。

次に、平成29年度と令和3年度に実施した「香川県手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査結果」についてご説明します。

35ページの資料No.12「平成29年度 香川県手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査結果」をご覧ください。

この中で、37ページに「調査の概要」がありますが、この項目5の「調査対象委託者数」61委託者について調査した結果、項目6の「調査集計状況」のとおり、平成29年度の調査においては、最低工賃適用家内労働者ありの委託者は、14業者でした。

また、最低工賃の適用のある家内労働者は、39ページ第1表のとおり、平成17年の168人から平成29年の69人にまで減少しており、平成17年の約4割となっております。

平成29年度に実施した実態調査において、最低工賃の適用のある家内労働者がいる14業者の中から、企業規模等を踏まえ6業者について当局職員が令和2年12月に直接訪問して家内労働の実情などをヒアリングいたしました。

その結果や日本手袋工業組合の資料からの情報を53ページの資料No.15としてとりまとめております。

これは統計調査ではございませんが、個々の実例として、家内労働の実情について一定のイメージをもっただけかと思えます。

項目1の「手袋業界を取り巻く状況」は、最新のデータをご説明しますと、組合企業は令和5年6月1日時点で60社、販売総額

は令和4年度で214億7,760万円、輸出占有率は令和4年度0.5%です。

項目2は、その当時のヒアリング調査を実施した6業者の実態調査結果における最低工賃適用家内労働者数は35人であったが、令和2年12月にヒアリングした時には9人少ない26人となっていたということでございます。

項目3の家内労働者の現状についてということなんですけれども、家内労働者について年齢は60代後半から80代、平均が70代で、経験年数としては40～50年ということございまして、年金を受給しており、生活のためというより、健康や生きがい、元気である限り仕事を続けるということで、このために仕事を行っているのだらうということと、縫製などの技術を持った家内労働者は委託者の廃業による移動はあるものの、家内労働者全体としての増加はあまり見込めないと思われる、新たに職人になる人はいないと思うということございまして。

新たに家内労働を行う人はあまりいないとは思いますが、ラベル付けなど技術を必要としない仕事であれば、頼める人もいるかもしれない。ただ、現在の技術をもった家内労働者が辞めてしまうと、その作業をどのような形で行うかについては、各社とも従業員の中で技術者を養成する方針であったということでございます。

次に項目4番目でございますが、各社とも仕事量は減ったと説明し、それにより委託業務も減少したということございまして。今後とも家内労働は業務量も人も減ると思う。減る理由としては、高齢化もあるが、年間を通して仕事がないということで、勤めに出るなどで内職をしなくなるのではないかとこのことございまして。

次に委託者が家内労働を委託する理由ということで、短期間に多くを受注した時のように、業務の繁閑に対応でき、仕事の波を

吸収できるためということでした。また、安い加工賃。あと委託者において物品を持ち込み、取りに行き、働く時間も自由となるため、単価は安くなるものと思うという意見がある一方で、その人が一定の技能を持っておりその人しか縫えないため、頼めないためという意見もあったということでした。

項目6番目として、委託者として、家内労働者が家内労働を行う理由をどのように捉えているかということなのですが、高齢の家内労働者の場合、老化による休憩時間の確保や通院など時間に自由が利くことを便利に思っているのではないか、これによって生計を立てている人はほとんどいないのではないか、これまでの人間関係の中で頼まれて仕方なく嫌々やっている人とか、子育て等のため家にいる必要がある人などではないかというご意見もあったということでした。

次に現行の最低工賃についてなのですが、最低工賃はそれを下回る工賃を支払った場合には罰則を受けるものであるんですけども、これについては品目、素材、形状、作業部位などが適合するものでないと適用がない。

委託する絶対量が減っている中で、最低工賃を定めた作業を含む作業をより高い金額で委託した場合や、縫製の一部の作業で例えば親指だけの場合や、仕上げの作業であるものの箱詰めや袋詰めを含まない「湯のし」、「火のし」を単独で委託した場合には最低工賃と比較はできない。

あと、現行の最低工賃の一覧表を見ると、共通して取り上げやすい作業について工賃を定めたのではないかとの意見があったということでした。

あと、各委託者が工賃を決める根拠についてなのですが、仕事に対する見積りを出して、いくら払えるのか決める。

単価は今までのデータにより決める。社内の賃金を上げればそれに比例して工賃も上げてきた。

あと、自社ブランドとOEMでは販売価格が異なるけれども、内職で作業内容がほぼ同じであれば同じ工賃を支払っている。

最盛期と閑散期とは違うし、作業の難易度などを考慮して話し合いで決めている。仕事が多ければ高くても委託しなければならないし、逆に閑散期であれば仕事がないため安い工賃でも仕事を受けてもらいやすい。

自社工場で作ってみて、手間暇や社員の時給を考慮して決定する、などの意見があったということでございます。

委託者は現在の最低工賃をどのように認識しているかということなんですが、実態に合っていない。話し合いの中で素材等の加工が困難な作業があれば、工賃を高く設定するなど柔軟に対応している。

現在の最低工賃は安すぎる。作業用手袋位の金額と思うが、かと言ってあまり上げられるのも賛成しかねる。

実情に合った工賃を支払わないと仕事を受けてもらえないので、最低工賃がなくても結果は同じ、というような意見がございました。

新たに工賃を設定し直すなど、最低工賃をどのようにすべきかというところに関しましては、人によって工賃の単価は変えず、作業そのものによって工賃を決めている会社が多いと思われる。

縫製など委託業務の難易度は、素材、デザイン、仕様等によって千差万別であり、これは年々による流行、取引先のニーズによって変わるが、委託者によってはOEMなどを受注する取引先が数百家にもなることから、新たな最低工賃を定める基本作業を決めること自体が困難ではないかと。昔と比べてますます多品種少量生産となっている。

設定するには工程が様々で決めづらい。

改正の必要性はない。色んな生地があり、小ロットであるため設定がしにくい。

最低工賃は設定しにくい。かと言って新しく作るのは困難である。現行の最低工賃一覧表の金額を下回ることはないため、なくなっても困らないと思う。

新たに設定することには否定的である。なぜなら、同じ工程のものが、どこの会社にも、しかもずっと継続的にあるとは考えにくいためである。

何万種もの手袋があるため、作業工程もそれぞれ手袋ごとに異なるため、一律の作業を一括りにすることは難しい。

新たな工賃設定のために枠組みを考案すると、細かすぎて多種多様な製品には対応できず、縫い方によっても作業性が異なる。技術を持つ職人は高齢者しかおらず、仕事をお願いしている状況であるため、最低工賃は必要ない等のご意見があったということでございます。

あと、家内労働者に実際にヒアリングを行うことについてのご意見をお伺いしているんですけど、ヒアリングについては任意で委託者の協力を得ながら実施したものです。

家内労働者の意見を代表して表明したり、家内労働者が複数の委託者の仕事を受けているか否かの実情を知るため、労働局から直接家内労働者にヒアリングを実施することを打診してみたが、いずれの委託者からも否定的な回答があったと、実施はなかなか難しいんじゃないかと思われるということでございます。

あと、ここに書いている以外の内容として、調査の回答にあたっての話なのですが、親切心で、最低工賃の適用がある作業グループから少々離れても何かしら回答しなければならないと思って、実態調査に回答している例があったり、例えば、家内労働ではなく、下請け業者に出している内容を回答していたり、最低工賃の一覧表に一致しない、その部分作業について回答していたものがあったり、最低工賃一覧表の中で、一見形式的には同一の作業グループと見えても、実態はすでに乖離しており、全く別の作



業と評価すべき工賃のものがあつた。

資料 No. 6 の最低工賃一覧表の中で、例えば（１）の縫製の業務で、繊維縫製手袋、紳士用、作業部位（おも、親指及びはぎ）であつて、最低工賃額 10 双につき 685 円として設定されているものが、ヒアリングした会社で 700 円～2,000 円、会社によっては 4,500 円というものまであつた、という実態が判明したということでございます。

令和 3 年度の実態調査を行うにあたりまして、令和 2 年度に家内労働部会を 2 回開きまして、令和 3 年度の実態調査を行う際に使用する調査票につきまして、このような実態を踏まえて審議を行いました。

これから、平成 29 年度に実施した実態調査の調査票をお配りします。

平成 29 年度の調査票では、1 時間当たり標準作業量という項目がございましたが、令和 3 年度の実態調査の調査票からはこれがなくなり、工賃額の種類がいくつあるのかを回答していただくことになりました。

1 時間あたりの標準作業量を回答いただくことにより、1 時間当たりの工賃がいくらくらいになるのかを把握できるのですが、令和 2 年度の家内労働部会において令和 3 年度に実施する実態調査の調査票をどうするかについて審議しました。

1 時間当たりの標準作業量につきましては、例えば作業のしやすいものから難しいものまで 10 種類、20 種類あつたとしたときに、一概に 1 時間当たりの標準作業量といつても、どれの分を書くんだということになってくるので、それこそ一つ一つの作業に対応して、その難易度に対応して作業の率は変わってくるだろうと思つています。ですので、29 年度までのような調査票だと、一体どれが書かれるか分からないということなので、一律に線を引くのは難しいとの判断で工賃額の種類を回答していただく調査票

(案) を示させていただきました。

工賃額の種類としたのは、令和2年度に実施した家内労働実情ヒアリングにおいて、工賃が家内労働者ごとではなく、作業の難易により決めている委託者が多かったことから、工賃の種類も把握することとしたものです。

審議においては、1時間当たりの標準作業量を回答していただくことにするのか、工賃の種類を回答していただくのがよいのか審議していただいた結果、工賃の種類を回答していただくことになりました。

その後、令和3年11月に43ページの資料No.13「令和3年度香川県手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査の概要について」により実態調査を行いました。調査票は資料No.14、51ページ「令和3年度香川県・手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査結果」をご覧ください。先ほど言っていました工賃の種類のところで、家内労働者数の左隣のDという欄に工賃の種類を回答していただくということで実態調査を行ったということでございます。

ページ戻りまして、47ページをご覧ください。令和3年度の実態調査の結果、調査票を40委託者に送付し、40委託者すべてから回答をいただきました。この40委託者というのは全数調査で実施したということでございます。その内容をまとめたものが、項目6の調査集計状況となります。最低工賃適用の家内労働者がいるのは8業者、家内労働者はいるけれど最低工賃適用の家内労働者はいないのが24業者、委託をしていないのが6業者、調査対象の産業ではなかったのが2業者でした。家内労働の委託がある業者が32委託業者となります。

次に、49ページの第1表をご覧ください。こちらは、委託者数、委託事業場における常用労働者数、家内労働者数、最低工賃適用家内労働者数を表やグラフで表したものです。家内労働者数

につきましては、平成 17 年に 657 人、平成 29 年に 544 人であったものが、令和 3 年の調査では 88 人減少して 456 人と、16 年間で 3 割ほど減少しております。また、最低工賃が適用される家内労働者数につきましては、平成 17 年に 168 人、平成 29 年に 69 人であったものが、令和 3 年の調査では平成 29 年より 19 人減少して 50 人となっており、平成 17 年から 16 年間で約 7 割減少しています。

家内労働者に占める最低工賃適用家内労働者数の割合は、令和 3 年度の調査におきまして 10.96%と 1 割を超えております。

続きまして、50 ページの第 2 表と第 3 表をご覧ください。第 2 表は委託量の変動、第 3 表は家内労働者数の増減でございます。どちらも令和 2 年と令和 3 年を比較したものでありまして、最低工賃適用の家内労働者がいる 8 委託者からの回答を取りまとめたものとなります。委託量、家内労働者数ともに、「増えた」と回答した委託者はいませんでした。委託量が「減った」と回答したのは 2 委託者で、減少率は 2 委託者の平均で 35.6%でした。家内労働者数が「減った」と回答したのは 5 委託者で、減少数は 5 委託者の平均で 1.4 人でした。

最後に、ソックスカバー製造業最低工賃ですが、こちらにつきましては、過去からすでに該当する委託者がいないため、説明を省略させていただきます。

先日、事務局において、最低工賃が適用される家内労働者がいるとして令和 3 年度の実態調査の時に回答が寄せられた 8 業者のうち、1 業者は廃業されているということでしたので、残りの 7 業者に対して、令和 3 年度の実態調査の時と変化があったかどうか、電話での聴取により確認をさせていただきました。確認いたしました結果、最低工賃適用の家内労働者数は若干減少している位で、あまり変化は認められませんでした。廃業した委託者のところも最低工賃適用の家内労働者数は少なかったもので、あまり大

きくは減っていない状況でございます。

また、最低工賃適用の家内労働者への聴取のため、家内労働者をどなたかご紹介いただけないかとお質問させていただいたところ、2社ほど可能じゃないかと。実際に紹介できると考えておられる家内労働者の方に聞いてみないと分からない話なのですが、2社ほど可能じゃないかなと回答がございましたので、令和6年度の実態調査の際に併せて最低工賃が適用される家内労働者への聴取ができるのではないかと考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

#### ○青木部会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

家内労働は専門性が高いですし、なかなか分かりにくいんですけど、ちょっとだけポイントを復習します。

最低工賃が適用される方は緩やかに減ってきているということがございます。

それと、適用される方が減っているということが、やはりこの制度の存続の意味を考える上で1つのポイントにはなろうかと思うんですが、少ないからといってすぐ廃止ということでもないと思うんです。それがちゃんと機能しているかどうかという面も同時に必要で、それを考える上で、別途配付資料がございますが、これを見ますと、非常に細かい規格がありまして、おも、親指及びはぎとありまして、これを請け負うといいますか、これをやっている方に最低工賃が適用されます。

これ以外のものも同時に請け負っていたり、これの一部だったりすると、もうこれは最低工賃の適用から外れるということなんです。非常に厳格な法律になっております。

何かご質問等ございますでしょうか。

○上田委員

質問いいですか。

○青木部会長

はい。

○上田委員

委託者の数は、一旦廃業した業者さんがあって、また新規で参入された業者さんがあるということなんですか。それとも、委託をやめていたけど、また復活したということなのかがちょっとよく分からないなと思ったのと、それと比べると、最低工賃の適用者数は、ちょっと減ってきている。これは、高齢化とかの影響なのかなと思ったんですけど、この動きの要因というのをどなたかご存じの方がいたら教えてほしいと思ったのが1つあります。

それと、もう1つなんですけど、最低工賃をなくす、なくさないという議論がさっきちょっとあったと思うんですけど、それは、なくした場合に今よりも委託の工賃はやっぱり下げることになるのかどうなのかというのを、委託者の方にお聞きしたいなと思ったんですけど。

○棚次委員

まず、1点目の委託企業、委託者が1回減っているようになっていますけども、新規参入で新たな会社を起こしたという形はないです。

以前に、委託を行っていた企業が社内生産から再度、委託をお願いしていると思います。

もう1つ、最低工賃適用委託者が減っているというのは、高齢者で辞められる方が多いと思います。

○上田委員

続けられない。

○棚次委員

特に縫製技術者が多いので、年齢的な問題で辞められる方々が多いと思います。

○上田委員

分かりました。

○棚次委員

それと、最後の質問ですけれども、最低工賃がなくなったら、最低工賃適用者の単価が変わってくるかどうかという問題は、委託側のほうが主導権を取られているような形で、今内職をされる方、家庭内労働される方が少なくなって、技術を持っている方々で、受託者の方の意向が通りやすいです。

委託側が、各工程別の工賃の相場はわかっていると思いますし、基本的には各企業は自社内で委託作業と同じ作業を行い、ストップウォッチで計って、大体どれぐらいの賃金が基本になるかという方法で決めていると思いますが、今は、主導権は受託者の方にありますので、最低工賃適用者の単価変わらないと思います。

○上田委員

わかりました。ありがとうございました。

○青木部会長

今、もう日本全体労働力不足で苦しんでいる企業さんが多い中で、なかなかお願いできる人も少なくなっている、特殊な技術もありますので、そういう背景があるのかなと思います。

最低工賃委託者が減ってきている。辞められる方も多いですし、あと先

ほど言ったように非常に限定的なものに適用されますので、他のものも一緒に頼んだり、頼み方を変えると適用でなくなるということで、という面もあろうかなと思います。

いかがでしょうか。少し質問をして、議論をして、理解を深めた上で、これをやめるかどうかは非常に大事な判断ですし、これが本当にきちんと機能しているのかどうか。

やめて、今すぐあるいはこの先を少し見据えた上で影響が起こり得るのかどうかということを慎重に判断する必要がありますので、少し長めの議論をしておいたほうがいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○西尾委員

西尾ですけれども、多分人が減っていくというのは高齢化の流れで、辞めていく人が増えていくから少なくなるというのは分かるんですけども、全体の仕事量が若干減少しているという側面はあるんですか。

例えば子育てしている世代とか内職は魅力的だと思いののですが、新規に若い人が就労する可能性もあまり見込めないですか。

#### ○棚次委員

手袋が季節性が強く、年間を通じて安定した仕事がないことが課題であります。

現状、それが20年、30年前であれば、まだパートという職種が、多くない時であれば、家庭内で子供の世話をしながら手袋の内職をするという方が多かったんですけども、そういう世代と、今の若い人が、子育ての合間の時間に内職をしようというのは、ここ何年間ないですね。

それで、これも地域の課題で、東かがわ市の今、人口も減少を続けていて、他の地域から若い人が移住してくれないと問題もあるんですけども、この手袋に関して言えば、細かい仕事を家庭内ですること自体を今の若い人はそういうのを望んでいないような気がします。

私どもも、社員募集を依頼していますが、まず入って来てくれな

いです。

だから全て自社内で内製化を行い、内職じゃなくて、全て社内で構えて、社員を増やして行っている形が今は多いと思います。

コロナを挟んで大きく業態も変わってきたし、業界自体も、先ほど言われた令和3年度の売上げが216億とかと言われていましたけども、もっとそれからまた落ちてきていると思うし、それ以前からいうと、相当落ちてきているので、そんなに活発に手袋が産地で昔ほどの数量を生産しているとか、出荷しているとかということは、今はないです。

○青木部会長

その他いかがでしょうか。

○白石委員

イメージとして、三本松、今は東かがわ市ですが、そこが手袋の主産業ということ。香川県内で、過去に手袋をされていたような地域というのは。

○棚次委員

私の知っている限りでは無いと思います。東かがわ市から派生した、例えば三木町・さぬき市に手袋製造・販売企業はありますが、それ以外では存じ上げていません。

○白石委員

そうすると、本当に地域に密着の産業になっているということですね。

○棚次委員

なっていますね。

○白石委員

わかりました。



○青木部会長

その他はいかがでしょうか。

○三屋委員

U Aゼンセンの三屋と申しますけども、委託者側委員の方々にご質問したいんですけど、先ほど内製化している部分もあるというお話をお聞きしましたけれども、この対象者の趨勢値、家内労働者の方々の年代を含めて、この先考えると、10年、20年先を想像すると、特殊な技能を持った方を含めて、いらっしゃらなくなっていくということですよね。

今、地元の産業的にどのように維持していくのか、あるいはそれを完全な内製化するのか、外注するのか、海外に委託するのかというのは、今どういう方向性なんですか。

○棚次委員

現状でいくと、若い世代の人を雇用することで増やしています。

まず、技術者は今、70歳を超えてきています。今のうちに技術の継承をして、若い人に技術を継承してもらう事に注力しています。

現在の内職の方々はあと何年間で年齢的な問題で、辞められる方が多いと思います。

内製化していかないと国内生産は無理だと思っています。

海外へシフトするかということですけども、高齢化が進んできて、特に中国では、内職を家へ持ち帰ってまでしないと。全て社内で行っています。

手袋製造・販売企業各社も、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、インドとかいろんな国へ進出及び委託していますけど、今度はこれを教えに行く指導員がないということで、まず社内の技術者を養成に切り替わっていていると思うんです。

家内労働者の方を、永く続けてもらえるような形で、国内生産を残していきたいと思っています。また、社内の技術者を養成していくという形に、

各社とも両輪で動いていっていると思います。

#### ○三屋委員

なぜこういうご質問をしたかというのと、やっぱり地元の産業になると思うんですね。そこに産業縮小していくということになると、県の人口の減少率もご承知のとおりで、何とか維持して頑張っていたきたいという思いがありまして、その辺の内製化を進めていただけると、今後の生産年齢人口、若い層の方を是非取り込んでいただいて、育成していただければ存続していけるんじゃないかというふうに思いましたので。

#### ○棚次委員

もう1つ言えば、東かがわ市は本当に人口が減ってきているので、東かがわ市内の人を雇用して手袋の業界を活性化しようしてもなかなか難しいと思います。市外から入社していただける方、それから市外から入社していただき結婚されて、その方が核となり外注、家内労働をしてもらえるという形が理想的な形と思っています。あまり市内からの雇用だけを考えると難しいと思います。

#### ○青木部会長

ありがとうございます。

最低工賃を存続するのかどうかということが大きな論点なんですけれども、今日、議題として決めなければいけないのは、配付資料のホチキス留めの厚いものの一番最後の調査票なんですね。

存続するにしてもやめるにしても、実態調査をベースに考えますので、その時の、これは今年の秋頃に行う予定なんですけど、9月ですかね、この調査票でいいかどうかということをお審議いただくのが本日の目的になります。

#### ○賃金室長

部会長、よろしいでしょうか。

実施するに当たりますて、日程につきまして、今日の資料の中で触れさせておいておきまして、この日程を進めていかどうかというのをまず皆さんにご確認させていただければと思っております。

それで、日程表なんですけれども資料 No. 11、33 ページになります。

先ほど、令和 3 年度まで家内労働部会の報告のところでもご説明をさせていただきまして、3 年後の状況を踏まえてということがございまして、そこからいうとちょうど令和 6 年の頃が実態調査を行う時期として見えるのかなということになります。

あと先ほどの資料 No. 9、資料 No. 10 の第 13 次、14 次の最低工賃の新設・改正計画の実施についてにおきましても、そして 14 次のところで令和 6 年度が実態調査の時期ということで示されていることもありますので、実態調査を実施することになるかと思えます。

実施の時期につきまして、先ほど部会長からお話がありましたとおり、実施時期としては 11 月頃、あと家内労働部会、実態調査を実施して、その結果を取りまとめて、その結果を基に令和 7 年 2 月頃に家内労働部会を開催して、改正であるとか廃止とかについてどうしていくかということをご審議いただきたいというところがございます。

日程（案）という形でお示ししておりますけど、この日程を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の意思表示あり）

○青木部会長

よろしいでしょうか。では、この日程でよろしくお願いたします。

最低工賃の改廃等に向けて、令和 6 年度に実態調査を行うこととなりますが、どのような調査を行うのか、今回資料 No. 17 として、「令和 6 年度香川県手袋・ソックスカパー製造業家内労働実態調査の概要について（案）」と資料 No. 18「手袋・ソックスカパー製造業家内労働実態調査票（委託者用）（案）」が配付されています。事務局から説明をお願いします。

## ○賃金室長

まず、59 ページ資料 No. 17 の「令和 6 年度香川県手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査の概要について（案）」と 61 ページ資料 No. 18 「手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査票（委託者用）（案）」をご覧ください。

この基としましたのは、43 ページの資料 No. 13「令和 3 年度 香川県手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査の概要について」と、資料 No. 14 の 51 ページ、令和 3 年 11 月に実施した実態調査の調査票でございます。

これは、令和 3 年度の調査を行った時に、委託者に郵送した調査票で、資料 No. 6 の現行の最低工賃一覧表の品目、規格などに対応しております。

この調査票は、令和 2 年度に家内労働部会を 2 回開催して決定されたものです。この調査票は、先ほどご説明しましたとおり、事務局でインタビュー形式による委託者 6 業者からのヒアリング結果や、家内労働者 1 名からのヒアリング結果も参考に調査票について審議を重ねた結果、作成されたものです。

先ほどもご説明しましたが、先日、事務局において、最低工賃が適用される家内労働者がいるとして令和 3 年度の実態調査の時に回答が寄せられた 8 業者うち、7 業者に対して、令和 3 年度の実態調査の時と変化があったか確認したところ、あまり変化は認められなかったこと、令和 3 年度の調査結果と令和 6 年度に実施する実態調査の調査結果を比較するには、調査項目を変えない方がよいと思われることから、調査対象期間以外は令和 3 年度の実態調査票と同じ内容としております。

資料 No. 17、59 ページの「家内労働実態調査の概要」をご覧ください。

まず、項目 2 の（2）の調査対象ですが、現行の日本標準産業分類に基づき、手袋・ソックスカバー製造業に該当するものを整理し、列挙していただきます。

次に、項目 3 の調査対象期間ですが、令和 3 年度の調査と同様、調査年

度の9月として、令和6年9月分とします。項目4の調査方法は、通信調査とします。

令和3年度の調査では、40委託者に送付をしています。

過去の実態調査の結果、実際には該当しないにも拘わらず、該当するものとして何らかの回答をした委託者がありましたので、より正確性を期すため、必要に応じて電話聴取や面接による補充調査も考えています。

調査を実施する時期は、令和6年11月を予定していますが、調査対象の委託者に対して、項目5、すなわち、資料No.18の実態調査票（案）を送付し、調査を実施したいと考えています。

項目6の本調査によって分かることは、

- (1) 令和6年9月現在の項目2の調査の範囲に該当する家内労働者数及びそのうち項目1の調査の目的の最低工賃が適用される家内労働者数、具体的に言えば、項目2の業種の事業を営む委託者より、手袋、ソックスカパー製造にかかる縫製、仕上げ、縁飾りの業務の委託を受けている香川県内の家内労働者数及び、その家内労働者数のうち「香川県手袋・ソックスカパー製造業最低工賃」が適用される家内労働者数
- (2) 最低工賃額が設定されている作業別の一番高い工賃額、平均的な工賃額、一番安い工賃額及びその作業ごとの家内労働者数
- (3) 令和5年9月と令和6年9月の委託量及び家内労働者数の増減などとなります。

次に、資料No.18、61ページ実態調査票（案）について説明します。

まず、項目1の(1)において、令和6年9月現在での家内労働者数を男女別に把握します。そして、そのうち、現行の「香川県手袋・ソックスカパー製造業最低工賃」に該当する業務を行っている家内労働者数を(2)で男女別に把握します。

続いて項目2ですが、先ほどご説明しましたとおり、過去に実

施した家内労働実情ヒアリングにおいて、工賃が家内労働者ごとではなく、作業の難易により決めている委託者が多かったことから、工賃額は、家内労働者間で同じであり、業務の難易等によって決めている場合、そして、家内労働者によって決めている場合、また、その両方を複合して決めている場合のいずれの場合にも対応できるように作成し、それぞれ一番高い工賃額、平均的な工賃額、一番安い工賃額を把握することとし、また、作業の難易によって工賃額を決めている場合には、作業の種類も把握することとしております。

加えて、それぞれの最低工賃額に対応する家内労働者の数も把握することとしております。

それから、資料 No. 6、15 ページの最低工賃の一覧表に対応して「(イ) 縫製の業務」から「(ハ) ソックスカバーの手編みによる縁飾り（ゴム付けを含む。）の業務」までの業務に表を分けておりますが、基本的に質問項目は同じでございます。

但し、「(ハ) ソックスカバーの手編みによる縁飾り（ゴム付けを含む。）の業務」につきましては、これまでの実績では該当がなかったため、簡略化しております。

項目 3 の委託量や家内労働者数の増減も、令和 3 年度の調査と同様に、1 年前と比較することとして、令和 5 年 9 月と令和 6 年 9 月としております。

以上でございます。

○青木部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○棚次委員

事務局へのお願いですが、ここの質問というか、調査票は大枠は変えないけど、文面だけちょっと変えてもいいかなというところがあるので、後でまた相談できますか。

私ども受け手側のほうも分からないところがあって、これを私どもの組合員に回すときに、ここは変えたほうがいいかなという、文面があります。

○賃金室長

ちょっと分かりにくいところというか。

○棚次委員

いや、この文面では分かりませんよ。

○労働基準部長

そういう意見をいただければ大変ありがたいです。

○青木部会長

例えばどういったところになりますでしょうか。

○棚次委員

61 ページ目の一番下もあります。この下の表の中で、規格の下に形状の欄を見てください。口丸で、かつ色物のものとか、その下で、皮革手袋で口丸で、かつ内縫いのもの、その下、横開き、三本飾りで、かつ、片まちのもの。片まちと言っても、今、誰もわからないと思います。

○賃金室長

解説が要る。

○棚次委員

形状を外したほうがいいかなと思います。何かこれは意味があつてあるということであれば残した方が良いでしょう。例えば、書くとしたら基本的なものでとか。

○賃金室長

これが、実は最低工賃の一覧表と連動している表記なので、どっちかという解説を入れたほうがいいんでしょうか。できる範囲で解説をつけたものでやってみるということですかね。

確かにもうなかなかこの言葉を理解できる方が少なくなっているとか、そういうような状況もあるのではないかと。

○棚次委員

委託者側の事務局が説明したら分かると思いますけど。

あと、62ページの真ん中辺りの中段にある縫製手袋の仕上げの業務とかと書かれていますけど、これも括弧書きで「工程欄の全てについて委託しているものに限りませう」。ラベル付けということは品質表示とかをつけます。

○賃金室長

それだけを委託しているようなものは含まないというようなことですか。

○棚次委員

ラベル類まで付けるとなると、製品仕入れになります。どこかの企業から手袋を仕入れているとか、完成品を仕入れているような形になっているかも分からないので、これも形状のところは意味が分からないかなと思います。

例えば、外注さんで、縫製、仕上げまでして委託業者に納品ということをお願いしたいのかなと思います。



○賃金室長

箱詰めとか。

○棚次委員

手袋、普通は10双箱に入れます。

そこまでして頂ける外注さんというのはあまりないかと思います。

○賃金室長

それは実際、工場のほうでやるような作業ということですか。

○棚次委員

そうですね。各社いろいろあると思います。

○青木部会長

この法律がつくられたときの呼び方ですかそういうものから、今は大分変わってきているのかなと思います。

この調査票に何か説明を加えたり、修正をするということになると、また審議が必要になりますか。

○賃金室長

そうですね。

○青木部会長

恐らく質問があったときに、適宜、委員の方から今いただいたアドバイスなんかを生かして、電話で解説をしたりとかそういう対応でしょうか。

○賃金室長

これをやっぱり変えるとなると、簡単にここをこうしますという形であ

れば、今、もう話でできることかなと思うんですけれども、中身をどうするかということになってくると、この場でというのはなかなか難しいかなと思います。なので、出来上がったものでもう一度審議を開いて、そこで最終決定してというふうにしたほうがいいのかと思います。

○棚次委員

であれば、委託側に調査依頼をお願いするときに、補足説明を組合で作って説明してから、わからなければ組合に電話もらうようにしたほうが良いと思います。

○青木部会長

そうですね。ぜひ、要するにこういうことだと、ここで書かれているのは今でいうこういうものだというのを少しつないでいただいたほうが、より正確に取れるのかもしれませんがね。

○賃金室長

回答が、理解の仕方でまちまちになってしまう可能性もありますね。

○棚次委員

あまり細かくし過ぎると困るし、簡単にし過ぎると意味がものすごく拡大解釈できるので。

○賃金室長

そうですね。こういう回答をしてくださいという形ですね。

○青木部会長

問合せがあった場合にはきちんと答えられるように。

○上田委員

そもそもこの製造工程の資料の中に、少し解説、全部じゃないかなと思うんですけども、口丸とか横開きとか、私も全然分からないのですが、絵で示しているような図、絵というのが18ページにあって、私もここに出てくる専門的な用語が全然分からなくて、口丸も分からないし、横開きも何か分からないし、湯のしとか火のしとかというのも全然意味が分からないんですけども、今日委員に任命されているので、ちょっと見ておかなければいけないかなと思ってここを勉強してきたんですけども、そこにちょっと載っているかな、全部ではないのでしょうか。

○賃金室長

全部ではないと思います。

○上田委員

なので、ここにこういうものを、何か補足資料みたいな形でつける。

○賃金室長

用語解説ですね。

○上田委員

口丸、横開きというのはあるようなので、それ以外の分かりにくい言葉とか、私はほとんど分からないですけど、この解説をこういうところに追加していただいたらどうなんでしょうか。

○棚次委員

多分このアンケートをやるときに、1回組合で調整して、組合員に調査依頼するようにします。それが一番早いかなと思います。

用紙もこれでいかれるならこれでいって、前回もこれやっているの、委託側のほうも分かっていると思うので、ご質問等があれば、こちらで対応できるようにします。

○賃金室長

そうすると、調査の仕方は、組合でも調査をやりますという通知文は前回させていただいて、実施はしているんです。調査票は、直接労働局のほうから各委託者宛てにお送りさせていただく形にはしていたんですが、やり方としてはそういう形で、実施時期と、あとご質問等で組合に問合せがあったときには、これはこういうことですよという形でご案内いただくとか、そういうような対応でということでしょうか。

○棚次委員

はい。

○賃金室長

分かりました。

○青木部会長

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

○青木部会長

今回の調査票では、A、B、Cということで分けてお聞きをするんですけど、Aに当たる人がどのぐらいで、Cに当たる人がどのぐらいということとは分からないんですね。

○賃金室長

それぞれの人数はちょっと回答をするようにはなっていないので。

○青木部会長

その点いかがでしょうか。何かご意見ございますでしょうか。

○西尾委員

今のでいうと、該当する金額の人数があるほうがより具体的に分かると思います。ただ、調査する方が大変ということになるのかもしれませんが。

○賃金室長

調査対象月が今年の9月分ということにはなるので、これは1年間を通してどうこうというような数字じゃなく、9月の実績でどうかというようなことを回答いただくような形になると思うんですが、A、B、C、高い人、低い人、平均的な人、家内労働者がそれぞれ何人いるか、委託者のほうとしてどこまで回答してくれるか、なかなか難しいかなと。

○西尾委員

そもそも平均値って出されておりますけど、平均値というのはどうやって計算されたんですか。

○賃金室長

計算というか、それは委託者の方が考える平均的な額ということになるかと思います。

○西尾委員

加重平均とかそういう話ではなくてということですね。

○賃金室長

そこまで細かい計算は、恐らく回答するに当たってできないんじゃないかなと思います。平均的に、例えば単価1,000円の人が一番多いから平均的に1,000円とか、そんな形での回答になるのではないかなと思います。

○青木部会長

現実的にはどうでしょう。

○棚次委員

現実的にはちょっと厳しいかなと思います。

○青木部会長

つまり、同じ人に複数のグレードのものを出していたりとかもあるという感じですか。

○棚次委員

出しています。

○青木部会長

分けられないということです。その他いかがでしょうか。意見は出尽くしましたでしょうか。

それでは、そろそろ集約をさせていただきますがよろしいでしょうか。

令和6年度に実施する手袋・ソックスカバー製造業家内労働実態調査につきましては、本日の資料 No. 17 の実態調査の概要に記載した要領で行うこと、またその調査票は資料 No. 18 のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○青木部会長

それでは、本日の家内労働部会における審議の結果として、No. 17、No. 18 のとおりの形で調査を行うということで、それを審議の結果とさせていただきます。

続きまして、議題5のその他について事務局より何かございますでしょうか。

○賃金室長

それでは、ご説明いたします。

令和6年11月に、ただいまご審議いただきました実態調査票によりまして、家内労働の実態調査を実施予定でございます。

調査結果につきましては取りまとめをいたしまして、令和7年2月に令和6年度の家内労働部会を開催する予定でございますので、改正諮問、諮問見送り、廃止などの審議をお願いできたらと考えております。

先ほどのご説明の中で、前回の家内労働部会の報告のところで、改正諮問見送りという形になるのですが、前回の家内労働部会の審議の中で、人数が50人ということはかなり人数が減っているということと、また厚生労働本省の方から示されている内容といたしまして、家内労働者が100名を切ったら、廃止を含めた検討をというところがございました。

ただ、前回の審議では廃止という話にはならず、諮問見送りという結論になったというところなのですが、令和2年度の家内労働部会の審議の中で、人数100人ということではないんだけど、家内労働者に占める最低工賃の適用のある家内労働者の割合が1割を切るようなことになった場合に、検討をするようにしませんかということで、その時の審議会の中で合意をいただいているということでございます。

前回の実態調査の結果からいきますと10.96%ということで、1割を上回っていたということで、廃止に係る検討はしていないということでございます。

ですので、次回の実態調査の結果を受けて、1割を上回るか下回るか、これは結果次第ということではございますが、1割を下回るというようなことになると、廃止に向けた検討について実施していただくようなことになるかなというふうに考えておる次第でございます。

それと、本日の家内労働部会の議事録につきましては、議事録（案）ができましたら、委員の皆様へ議事録（案）をメールで送らせていただくようにいたします。

議事録（案）につきましては、ホームページに掲載する際、非公開となる部分を分かるように色分けをいたしまして、明示したものを送りさせ

ていただきます。

発言された委員におかれましては、発言内容と併せまして非公開とする範囲についてもご確認いただきまして、修正箇所がございましたら修正箇所と修正内容を追ってご連絡いただきますようお願いいたします。

修正箇所がもしない場合も、修正箇所なしということでご連絡をお願いできればと思います。

発言がございませんでした委員におかれましては、ご連絡は不要でございます。修正のご連絡がございましたら、全て修正をいたしまして議事録を作成させていただきます。

あと非公開部分を削除したものを公開用の議事録として作成いたしまして、香川労働局のホームページで公開いたします。

以上でございます。

○青木部会長

ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

○香川労働局長

1つだけ補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

今の最低工賃の考え方の中で数字的なものもございましたが、最低工賃でございますので、地域のセーフティネットという役割を担っているものでございますが、その役割を担うという観点で、次回以降またご審議をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○青木部会長

よろしいでしょうか。

それでは、本日の家内労働部会の内容を踏まえて次年度に実態調査を実施し、家内労働部会を開催して改正諮問、諮問見送り、廃止等について審議するという運びになりましたので、引き続



き、よろしくお願ひします。

以上をもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

——了——